

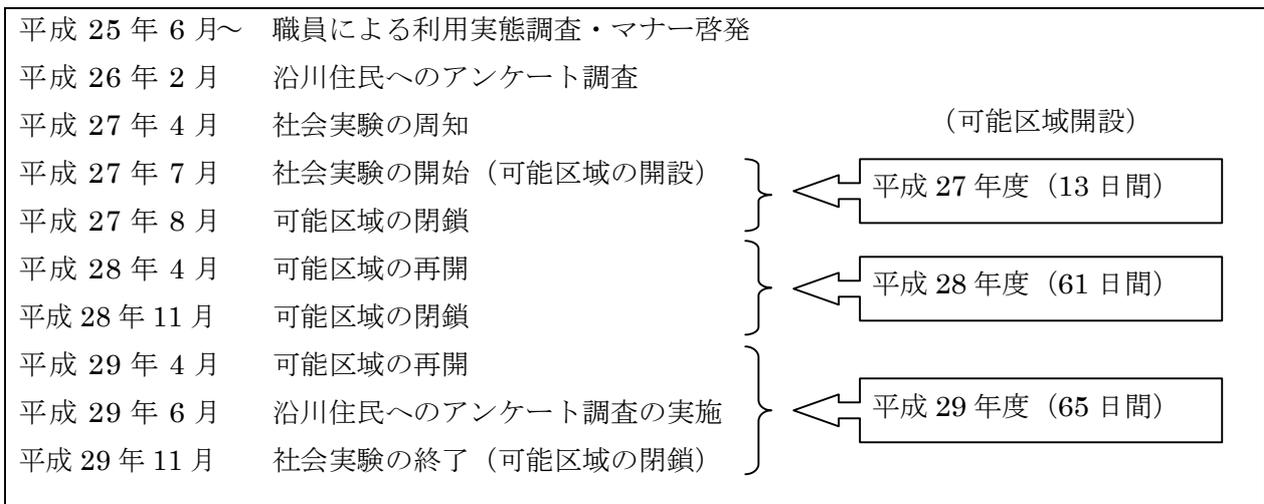
# 武庫川河川敷緑地でのバーベキュー社会実験の結果と、今後の同緑地でのバーベキュー利用について (概要版)

尼崎市

武庫川河川敷緑地でのバーベキュー利用については、平成27年度～29年度に実施した社会実験の結果の他、沿川住民へのアンケート、河川管理・公園管理上の課題などを総合的に検証した結果、原則「全域禁止」とし、今後、可能区域は設定しない。

## 1 これまでの経緯

バーベキューなどの食材を焼く行為については、公園施設などを汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、また公園の管理又は利用に支障を及ぼす恐れのある行為として、市内の都市公園・子ども広場では原則禁止しているが、武庫川河川敷緑地については、公園の規模が大きく、周辺民家からも離れていることから、これまで一定のマナー（直火禁止、ゴミの持ち帰り等）を遵守することでその行為を容認してきた。しかし、利用者の増加に伴い、周辺住民や他の公園利用者から臭いや煙、騒音、不法駐車、利用後のゴミの不法投棄等の苦情が急増したことから、武庫川河川敷緑地の適正利用に向けたバーベキュー利用のあり方を検証することを目的に、平成27年7月から平成29年11月までの間、武庫川河川敷緑地の臨海部の一部にバーベキューをすることができる場所（可能区域）を設け、それ以外の場所ではバーベキューを全て禁止する社会実験を実施した。



## 2 可能区域の概要

開設期間：(H27) 7～8月、(H28～29) 4～11月の土日祝日のみ、天候不良等除く139日間

開設時間：午前10時から午後5時まで

清掃協力金：(H27) 1団体(1コンロ)1,500円、(H28～) 1人500円(中学生以上)

駐車場代：1台500円(大型車駐車不可)

管理運営：(協力事業者) 株式会社ハウスビルシステム



### 3 社会実験の結果

#### (1) 可能区域の利用状況

- ・ 開設期間が異なるものの、利用者数は毎年増加
- ・ 一日当たりの利用者数：(H27) 3.8組 39.4人、(H28) 4.5組 39.3人、(H29) 5.5組 47.6人
- ・ 最も利用者の多かった月：(H29) 5月 一日平均約12組約113人
- ・ 最も利用者の少なかった月：(H29) 11月 一日平均約2組約5人
- ・ 禁止区域でのバーベキュー利用は年々減少傾向（禁止の周知が進んだ）

表 社会実験期間中の可能区域・禁止区域でのバーベキュー利用の状況

年度	可能区域（バーベキュー利用）			禁止区域（バーベキュー指導・啓発）		
	駐車台数	利用組数	利用人数	巡回人数	組数	利用人数
平成27年度	53台	50組	512人	77人	67組	415人
平成28年度	488台	277組	2,395人	32人	49組	476人
平成29年度	647台	359組	3,091人	15人	11組	97人
合計	1,188台	686組	5,998人	124人	127組	988人

#### (2) 収支の状況

- ・ 全ての年度で支出超過（3ヶ年累計2,495,547円）
- ・ 原因は、安全の確保に必要な人員の配置（警備員を含む）が必要であったこと、河川管理上、営利行為等を行うことが認められなかったことなど（河川管理者からの条件）

表 収支一覧表（年度別）

（単位：円）

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入	駐車場代	28,500	244,000	323,500
	清掃協力金	85,500	1,162,500	1,545,500
	小計	114,000	1,406,500	1,869,000
支出	人件費、ゴミ処理代等	811,744	2,455,656	2,617,647
収支差引		- 697,744	- 1,049,156	- 748,647

#### (3) 可能区域利用者アンケートの結果（回答総数：191件）

- ・ 利用者（グループ）の約半数は尼崎市外からの来園者
- ・ 可能区域についての否定的な意見は、「駅から遠い」（約24%）、「アクセスが不便」（約11%）、「日陰がない」（約17%）、「トイレが汚い」（約16%）、「水道がない」（約8%）など
- ・ 「また利用してみたいか」との問いには、「是非利用してみたい（約63%）」と「機会があれば利用したい（約34%）」をあわせて約97%で、利用者には概ね好評
- ・ 他に利用しているバーベキュー場としては、甲子園浜、淀川、服部緑地など多岐にわたる

#### (4) 可能区域運営上の課題

##### ① バーベキュー場としての施設の不備

- ・ 駅から遠くアクセスが不便、日陰や水道がない、トイレが汚いなど（利用者アンケートより）

- ・ 仮設駐車場の安全上の課題（入口付近に信号機がない、坂路が狭く車両の対向不可など）
- ・ 護岸に転落防止柵がないことから、安全管理上、警備員を配置する必要がある

#### ② 雨天・荒天時の対応

- ・ 天候不良による可能区域の閉場時に利用者への事前周知が困難
- ・ 年間数回程度、台風や大雨により高水敷（河川敷）が浸水する場所であり、安全性に課題

#### ③ 周辺住民への影響

- ・ アンケートでは、社会実験の結果、可能区域周辺（丸島町）の70%の住民が、「騒音・話し声」や「におい」など、何らかの悪化したものがあると回答
- ・ 対岸の西宮市のマンション住民から、バーベキューの煙や河川敷の利用マナーの悪化を懸念する意見が寄せられた

### 4 河川管理者の意見

- ・ 今後、恒久的にバーベキューエリアを設置及び事業者による営利行為をする場合は、学識経験者、地元代表、流域市等で組織する「協議会」により、「都市・地域再生等利用区域」に指定（公告）するなどの手続きを経る必要がある
- ・ 河川管理上の安全対策の強化（浸水等の緊急時の避難誘導、河川敷内への車両乗り入れの可否の整理等）を求められている

### 5 沿川住民アンケートの結果（回答総数：611件）

- ・ 禁止区域周辺の約83%、可能区域周辺（丸島町）では100%の住民が、社会実験の期間中に可能区域を利用したことがないと回答
- ・ 社会実験の結果、禁止区域周辺の約69%の住民が、「ゴミの投棄」や「におい」、「騒音・話し声」、「違法駐車」など、地域において何らかの改善があったと回答
- ・ 禁止区域周辺の約61%の住民が、回答者の居住地周辺の武庫川河川敷緑地でのバーベキューを「禁止するほうがよい」と回答
- ・ 社会実験の結果、可能区域周辺（丸島町）の70%の住民が、「騒音・話し声」や「におい」など、何らかの悪化したものがあると回答。引き続き可能区域として設定することについて、「賛成」と「反対」が同数（約27%）

### 6 他公園での実施の検討

- ・ 元浜緑地（わんぱく池）での試行を検討したが、隣接するマンション住民へアンケート調査を行った結果、実施に反対の意見が5割を超えたことから、実施を見送った。（賛成13件（25%）、反対29件（57%）、どちらともいえない9件（18%））
- ・ 魚釣り公園の指定管理者にヒアリングを行った結果、現在、管理棟下で行っているバーベキュー広場（指定管理者による自主事業）を拡張することは可能との回答を得たため、今後、当該広場でのバーベキュー利用者数の動向等を見ながら、必要に応じてエリアを拡張していく
- ・ また、魚釣り公園野球場や多目的広場周辺での実施については、現状のグラウンド施設ではボールの飛び出しがあることや、野球利用者とバーベキュー利用者とのトラブルが懸念されること等の理由により、実施は困難

- ・ 本市の都市公園の利用状況や周辺環境を鑑みると、バーベキューの実施には管理・運営上の課題があり、現時点では他に実施可能な公園はない

## 7 今後のあり方について

### (1) 可能区域について

今回の社会実験で設けた「可能区域」については、収支不足や施設の不備、雨天・荒天時の対応、周辺住民への影響など、多くの運営上の課題がある中で、利用者の約半数が尼崎市民以外の利用である区域を、赤字を出してまで本市（公園管理者）が運営する必要性は少ない。

本市周辺には、類似の（設備的により充実した）バーベキュー施設が複数あり、これまでの可能区域の利用者については、これらのバーベキュー施設でも十分受け入れ可能である。

こうしたことから、今後、武庫川河川敷緑地においては可能区域を設定しない。

### (2) 禁止区域について

可能区域以外の「禁止区域」については、指導啓発数の推移からバーベキューの禁止区域であることが広く浸透してきていると思われ、また、沿川住民アンケートでも居住環境の改善が見られたことや、回答者の居住地周辺でのバーベキューの禁止を望む声が多いことから、引き続きバーベキュー禁止とする。

なお、これまで可能区域として設定していた区域については、今後、武庫川河川敷緑地の他の区域と同様、バーベキュー禁止とする。

今後、バーベキュー希望者には、魚釣り公園管理棟下で行っているバーベキュー広場（指定管理者による自主事業）を案内するものとする。

### (3) 結論

バーベキューなどの食材を焼く行為については、尼崎市都市公園条例上、公園施設などを汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、また公園の管理又は利用に支障を及ぼす恐れのある行為として、市内の都市公園・子ども広場では原則禁止しており、武庫川河川敷緑地についても、条例の趣旨に沿って、その行為を原則「全域禁止」する。

以 上

(参考)

## ○尼崎市都市公園条例

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 公園の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 公園をその用途以外に使用すること。
- (9) その他規則で定める行為

## ○尼崎市都市公園条例施行規則

(行為の禁止)

第5条 条例第5条第9号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 禁止された区域内での野球その他公衆に危害を及ぼすおそれがある行為
- (2) 公園内において馬を調教し、犬を訓練し、その他畜類を放すこと。
- (3) その他公園の管理又は利用に支障を及ぼすおそれがある行為